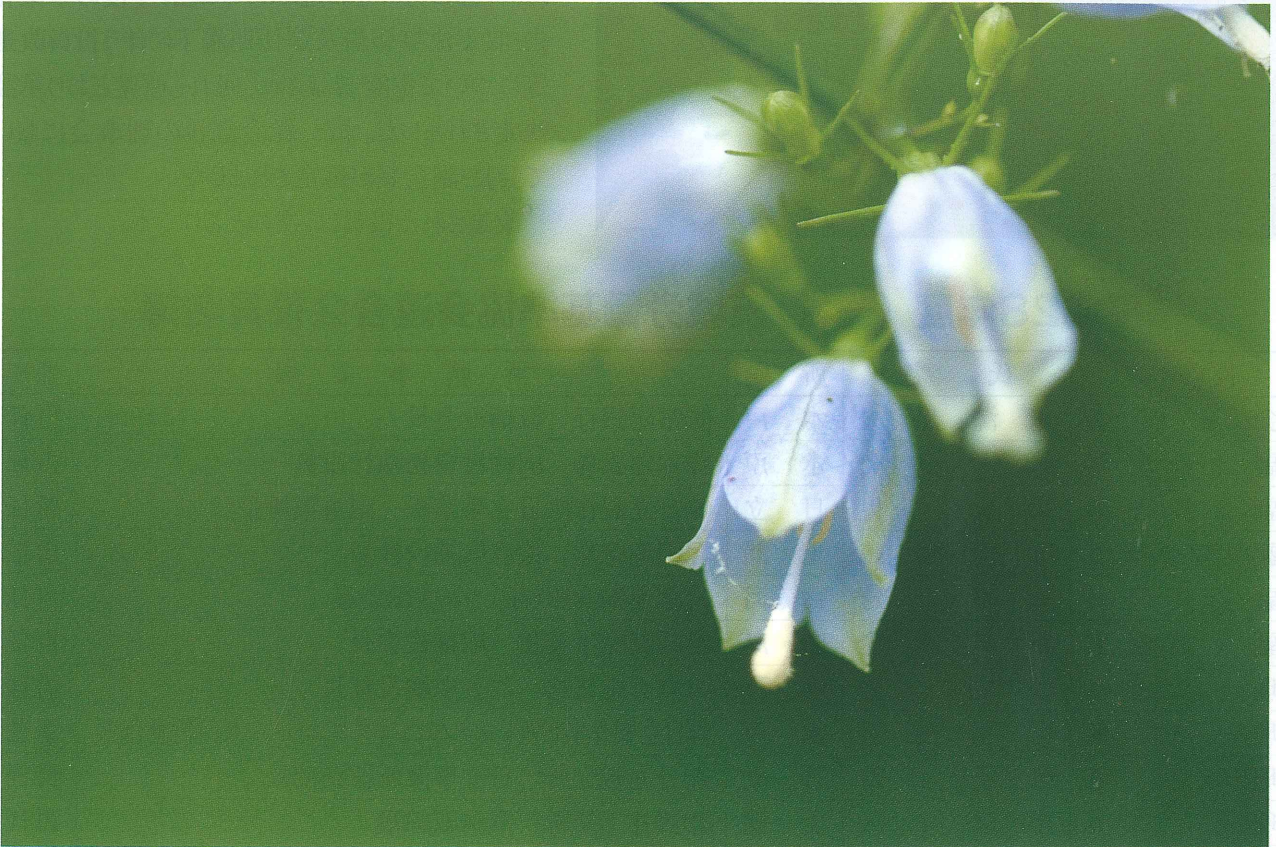


いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 工藤俊雄
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

JULY 2016
 VOL.576

7



●2016 7月号 CONTENTS●

(一社)茨城労働基準協会連合会定時会員総会開催 ……2	個別労働紛争について ……9
労働保険の年度更新手続等はお済みですか ……3	平成28年度 両立支援等助成金のご案内 ……10
平成27年における監督指導結果の概要 ……4	「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」へご応募ください! ……11
新聞販売業の労働災害防止を呼び掛け ……5	茨城県歯科医師会からのお知らせ ……12
『賃金構造基本統計調査』にご協力ください ……5	第75回全国産業安全衛生大会 ……13
「ストレスチェック」実施促進のための助成金 ……6	「安全管理者選任時研修」開催のご案内について ……14
県内の労働災害発生状況速報 ……6	事業主・人事担当者のみなさまへ ……15
改正育児・介護休業法等の施行について ……7	講習会のご案内 ……16
はじめよう!夏の生活スタイル変革「ゆう活」 ……8	

(一社)茨城労働基準協会連合会 定時会員総会開催



(一社)茨城労働基準協会連合会は、平成28年5月27日(金)水戸市の水戸京成ホテルにおいて平成28年度定時会員総会を開催いたしました。

当日は、ご来賓として茨城労働局長様をはじめ、幹部の方々をお迎えし、平成27年度の事業報告・収支決算報告及び任期満了に伴う役員改選等について提案審議され、何れも原案どおり承認決定されました。また、総会直後の理事会において会長・副会長が選定されました。

改選された役員は、次のとおりです。

平成28年度 (一社)茨城労働基準協会連合会役員名簿

役職	氏名	所属	所属事業場	備考
会長理事	鬼澤邦夫	水戸	(株)常陽銀行 取締役会長	再任
副会長理事	株木貴史	水戸	株木建設(株) 取締役専務執行役員	再任
副会長理事	家次晃	日立	(株)日立製作所日立事業所 副事業所長	新任
副会長理事・安衛部会長	塚田陽威	土浦	塚田陶管(株) 代表取締役社長	再任
副会長理事	斉藤一恵	古河	斉藤運輸倉庫(有) 取締役会長	再任
副会長理事	石津健光	鹿島	常総開発工業(株) 取締役会長	再任
理事	柳生修	水戸	コロナ電気(株) 代表取締役社長	再任
理事	庵原俊之	水戸	(株)日立製作所ビルシステムビジネスユニット 水戸総務部長	新任
理事	今泉良	日立	(株)日立製作所 日立事業所総務部長	再任
理事	横田一人	土浦	(株)武井工業所 常務取締役	再任
理事	関谷徹	筑西	(株)関谷製作所 相談役	再任
理事	小倉重則	筑西	三共貨物自動車(株) 代表取締役社長	再任
理事	太田慶樹	古河	大丸鐵興(株) 代表取締役社長	新任
理事	大藤博文	太田	(株)大藤組 代表取締役	再任
理事	細貝健男	太田	富士フィルムオプティクス(株) 総務部担当部長	再任
理事	山野井周一	水海道	山野井精機(株) 代表取締役社長	再任
理事	片山勝元	水海道	片山特殊鍛工(株) 代表取締役社長	再任
理事	倉沢修市	龍ヶ崎	倉沢印刷(株) 代表取締役会長	再任
理事	宇田川雅明	龍ヶ崎	宇田川(株) 代表取締役社長	再任
理事	坂下弘之	鹿島	鹿島共同施設(株) 専務取締役	再任
監事	福井紳哉	水戸	(株)日立ハイテクノロジーズ 那珂総務部長	再任
監事	大槻聖	水戸	(株)筑波銀行 人事部長	再任
顧問	丹野源二郎	連合会	(一社)茨城労働基準協会連合会	再任
専務理事	橋本篤弘	事務局	(一社)茨城労働基準協会連合会	新任
常務理事	宮崎敏彦	事務局	(一社)茨城労働基準協会連合会	再任

労働保険の年度更新手続等はお済みですか

平成28年度の労働保険年度更新申告書等の用紙は、お手元に届いていることと思いますが、申告期限が迫っております。まだ手続きがお済みでない場合には、**7月11日(申告期限)まで**に申告されますようお願いいたします。

なお、記入等でお分かりにならないときには、茨城労働局 総務部 労働保険徴収室又は労働基準監督署、受理相談会場で担当職員が相談に応じておりますので、申告書及び事業主印(法人の場合は代表者印)のほか、次の資料をご持参のうえ、ご利用ください。

◎継続事業(建設事業、林業以外)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの「賃金台帳」「出勤簿」「月別賃金集計表」等、支払賃金の分かる資料。

◎一括有期事業(建設事業、林業)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに終了した事業の「請負契約書」「見積書」「工事台帳」「工事経歴書」等(建設事業=元請工事)、「伐採量・支払労務費明細書」等(林業)

平成28年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水 戸	7月7日(木)	9:30～16:00	笠間市商工会友部事務所 大会議室(笠間市東平2-3-3) 新しい会場
	7月7日(木)	10:00～16:00	大子町立中央公民館 第1研修室(久慈郡大子町大字池田2669)
	7月8日(金)	9:30～16:00	常陸大宮市文化センター 会議室1(常陸大宮市中富町3135-6)
	7月8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	茨城県職業人材育成センター 本館研修室A11(水戸市水府町864-4)
	7月11日(月)	9:30～16:00	常陸太田市商工会 大会議室(常陸太田市中城町3210)
日 立	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	日立労働基準監督署 会議室
	7月11日(月)	9:30～15:30	ハローワーク高萩 会議室(高萩市本町4-8-5)
土 浦	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	10:00～16:00	新治ショッピングセンター さん・あびお 2階特設会場(土浦市大畑1611) 新しい会場
	7月11日(月)	10:00～16:00	小美玉市四季文化館(みの〜れ) 練習室(1)(小美玉市部室1069)
筑 西	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	筑西労働基準監督署 会議室
古 河	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	古河労働基準監督署 2階会議室
常 総	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	常総労働基準監督署 会議室
龍ヶ崎	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室
鹿 嶋	7月7日(木)・8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室

※お問合せ先は、茨城労働局 総務部 労働保険徴収室(029-224-6213)または最寄りの労働基準監督署まで
(HP) <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

水戸労働基準監督署 029-226-2237

古河労働基準監督署 0280-32-3232

日立労働基準監督署 0294-22-5187

常総労働基準監督署 0297-22-0264

土浦労働基準監督署 029-821-5127

龍ヶ崎労働基準監督署 0297-62-3331

筑西労働基準監督署 0296-22-4564

鹿嶋労働基準監督署 0299-83-8461

平成27年における監督指導結果の概要

茨城労働局労働基準部監督課

平成27年1月から12月までの1年間に、県内の各労働基準監督署が事業場に対して行った監督指導結果の概要は次のとおりです。

1 監督指導の実施状況

定期監督等を実施した事業場(賃金不払、解雇など労働者からの申立てにより実施したものを除く)は2,266件、このうち何らかの法違反が認められた事業場数は1,712件でした。違反率は75.6%であり、前年と比較して約1パーセント高くなりました。

工業的業種全体の違反率は76.0%でした。このうち運輸交通業における違反率が最も高く、87.6%でした。

非工業的業種全体の違反率は74.8%でした。このうち接客娯楽業及び保健衛生業における違反率が高く、それぞれ86.5%、79.0%でした。

2 主要法条別の違反状況

①労働基準法の違反

最も多かった違反は、時間外労働に関する協定の

締結・届出を行わずに、あるいは協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせたというものでした。次いで多い違反は、割増賃金(時間外労働、休日労働、深夜労働)が適正に支払われていないというものでした。

②労働安全衛生法の違反

安全基準に関する違反が最も多く、特に建設業では、墜落防止措置の不備のほか、注文者としての元請事業者の違反も含めると231件の違反(違反率41.3%)が認められました。次いで多い違反は、健康診断を法定の期間内に実施していないというものでした。

労働災害発生のおそれがある危険な機械設備、作業、場所については、使用停止、作業停止、立入禁止などを命ずることとしており、建設業において44件、製造業において43件の処分を行いました。

平成27年定期監督等実施状況

業種	事項	定期監督等実施事業場数	違反事業場数	違反率(%)	主要法条別違反状況												使用停止等処分事業場数	司法処分事業場数
					労働基準法					最賃法	労働安全衛生法							
					15条	23・24条	32・40条	35条	37条	89条	108条	4条	14条	20～25条	31条	66条		
					労働条件の明示	賃金の支払い	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	最低賃金の効力	作業主任者	安全基準	衛生基準	注文者の措置		
全業種	2,266	1,712	75.6	342	105	605	54	421	229	142	83	151	391	173	62	342	95	18
工業的業種	1,384	1,052	76.0	128	46	346	25	170	69	54	32	147	351	159	62	178	87	13
製造業	725	586	80.8	99	33	264	13	117	47	23	26	124	177	140	0	144	43	4
建設業	560	380	67.9	8	5	24	7	22	6	7	0	21	169	19	62	6	44	8
運輸交通業	89	78	87.6	20	6	54	5	27	15	24	6	0	4	0	0	26	0	1
その他	10	8	80.0	1	2	4	0	4	1	0	0	2	1	0	0	2	0	0
非工業的業種	882	660	74.8	214	59	259	29	251	160	88	51	4	40	14	0	164	8	5
商業	393	305	77.6	119	22	120	17	117	100	48	22	3	11	4	0	80	3	0
保健衛生業	100	79	79.0	17	3	32	1	35	16	9	6	0	1	0	0	16	0	0
接客娯楽業	104	90	86.5	37	5	31	6	42	24	13	13	0	2	0	0	33	0	2
その他	285	186	65.3	41	29	76	5	57	20	18	10	1	26	10	0	35	5	3

(注)「違反率」は、何らかの法違反が認められた事業場数を監督実施件数で除したものです。

新聞販売業の労働災害防止を呼び掛け

平成28年6月6日、茨城労働局は、茨城県新聞販売連合会阿部正一会長に交通労働災害防止の啓発ポスターなどを手渡し、新聞販売業における労働災害防止について呼び掛けを行いました。

県内で昨年起きた休業4日以上労働災害の死傷者のうち、交通労働災害は240人。このうち、新聞販売業は死者2人を含む57人で、全体の約4分の1を占めていました。

今後は、県内の各新聞販売店を個別訪問し、啓発ポスターを配るなどして、労働災害防止に向けてさらに働き掛けを行っていきます。



茨城県新聞販売連合会会長阿部正一氏(右)
茨城労働局労働基準部長松田信太郎(左)

交通労働災害を防止するために

T 交通労働災害が多発しています!!
災害に遭わないために、基本に忠実な安全運転を!!

交差点では、一時停止の徹底を!!
家族が待っています。無事帰ろう!!

交通労働災害防止の意識高揚
・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを!!
・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識を!!

二輪車運転対策
・「安全蛍光ベスト」、「ヘルメット」の着用徹底!!
・雨天時マンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育!!

視認性向上
・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯!!
・季節・天候対策
・積雪や路面凍結などのついて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出し過ぎに対する注意喚起!!

茨城県新聞販売連合会
茨城労働局 各労働基準監督署

(配布した啓発ポスター)

『賃金構造基本統計調査』にご協力ください

厚生労働省では、毎年7月に「賃金構造基本統計調査」を実施しています。この調査は、統計法に基づき、国の最も重要な統計の一つである「基幹統計」に指定され、昭和23年から毎年実施しているものです。

賃金構造基本統計調査は、労働者の賃金等の実態を、産業、地域、企業規模、性、学歴、年齢、勤続年数、経験年数等別に明らかにするためのもので、調査結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の最低及び最高限度額の算定等に必須のものとなっております。

調査対象事業所は、主要産業に属する事業所のうち、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所で、調査には、事業所票と個人票の2種類の調査票を使用して実施します。

調査対象事業所の選定は、全国の縮図となるように一定の精度を保つ標本数を確保しつつ、無作為に抽出しています。

調査対象事業所へは6月中旬に調査票を配布しておりますので、調査対象となりました事業所の皆様には、この調査の趣旨、重要性を御理解いただき、調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

— 御協力ありがとうございました —

厚生労働省では、最低賃金の改定等の審議に資するよう、労働者の賃金の実態を把握するため5月から6月にかけて「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」を行っておりましたが、この度調査が終了いたしました。調査対象事業所の皆様には、御多忙中のところ御協力いただき誠にありがとうございました。

茨城労働局労働基準部賃金室

「ストレスチェック」実施促進のための助成金

従業員数50人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、この助成金を活用し、ストレスチェックの実施を進めてください。
※この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

従業員数50人未満の事業場の例

従業員数が本社100人、A営業所60人、B営業所30人の場合、B営業所だけが対象になります。

届出期間 平成28年4月1日～11月30日

助成対象

(1) ストレスチェック

年1回のストレスチェックを実施した場合に、実施人数分の費用が助成されます。

(2) ストレスチェックに係る産業医活動

ストレスチェックに係る産業医活動について、実施回数分(上限3回)の費用が助成されます。

ストレスチェックに係る産業医活動の例

- ・ ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・ 面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること など

助成金を受けるための要件

◆届出前に、次の5つの要件を全て満たしていることを必ず確認してください。

- ①労働保険の適用事業場であること。
- ②常時使用する従業員が派遣労働者を含めて50人未満であること。
- ③ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。(登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること)
- ④事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
- ⑤ストレスチェックの実施及び面接等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

助成金額

次の費用が助成されます。

助成対象	助成額(上限額)
①ストレスチェックの実施	1従業員につき500円
②ストレスチェックに係る産業医活動	1事業場あたり産業医1回の活動につき21,500円(上限3回)

※500円と21,500円はそれぞれの上限額ですので、実施額が上限額を下回る場合は実施額を支給します。

●申請様式は独立行政法人労働者健康安全機構ホームページからダウンロードしてご利用ください。

<http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>

●お問合わせ先 茨城産業保健総合支援センター TEL 029-300-1221 水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階

県内の労働災害発生状況速報 (平成28年5月末現在)

業種別	平成28年	前年同期	
計	(10) 913	(15) 963	
製造業	(2) 263	(1) 306	
鉱業	(0) 1	(0) 4	
建設業	(4) 126	(7) 108	
内訳	土木	(3) 38	(1) 26
	建築	(1) 55	(3) 50
	その他	(0) 33	(3) 32
運輸交通業	(3) 126	(2) 132	
貨物取扱業	(0) 8	(1) 9	
農林業	(0) 15	(1) 18	
畜産水産業	(0) 44	(0) 45	
商業	(0) 118	(3) 139	
その他	(1) 212	(0) 202	

(注) ()内は、死亡者で内数



改正育児・介護休業法等が 平成29年1月1日に施行されます!

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するため、改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が公布され、来年1月1日から施行されます。

<改正のポイント>

I 仕事と介護の両立支援制度関係

1. 介護休業の分割取得

介護休業は、これまで対象家族1人につき要介護状態に至るごとに1回、通算93日まで取得可能とされていましたが、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割取得が可能となります。

2. 介護休暇の取得単位の柔軟化

介護休暇は、これまで1日単位での取得となっていたが、半日単位の取得が可能となります。

3. 介護のための所定労働時間の短縮措置等

これまで、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能であった介護のための所定労働時間の短縮措置等について、介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能となります。

4. 介護のための所定外労働の免除

介護のため所定外労働の免除を請求できる制度が新設されます。

5. 有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和

次の①②のいずれにも該当の場合に、介護休業の取得要件が緩和されます。

①入社1年以上 ②休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その労働契約(労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者

II 仕事と育児の両立支援制度関係

1. 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

子の看護休暇は、これまで1日単位での取得となっていたが、半日単位の取得が可能となります。

2. 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

次の①②のいずれにも該当の場合に、育児休業の取得要件が緩和されます。

①入社1年以上 ②子が1歳6か月になるまでの間に、その労働契約(労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者

3. 育児休業等の対象となる子の範囲

特別養子縁組の監護期間中の子といった法律上の親子関係に準じるといえるような関係にある子が育児休業制度等の対象に追加されます。

4. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置が事業主に義務づけられます。

☆ 改正法に関係する省令・指針については、今後制定される予定です。

改正法に係る説明会は、上記省令・指針制定後に開催予定としております。説明会の日程が決まりましたら、茨城労働局ホームページ(<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)にてご案内いたします。

<問い合わせ先> 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

はじめよう! 夏の生活スタイル変革 「ゆう活」をご検討ください

明るい時間が多い夏の間は、朝早くから働き始め、早めに仕事を終えることで、まだ明るい夕方の時間を有効に活用し、家事や子育て、介護、家族・友人と過ごす時間や、自己啓発、余暇など、仕事以外の生活を充実できるよう、政府は、夏の生活スタイルを変革する国民運動(「ゆう活」)を展開しています。

この「ゆう活」とは、単なる始業時間の前倒しではなく、業務の効率化に併せて取り組むことが重要です。企業の実情に応じ、可能な範囲での取組をお願いします。



朝型の働き方の例

■ 「朝型の働き方」(やむを得ない残業は朝に回して、夕方に退社)

➔ 生産性を上げつつ、多様なライフスタイル!

■ 勤務時間の繰り上げ

終業時間を繰り上げる。通勤時間をずらすことにより、渋滞等通勤のストレス低減にも効果がある。

■ 時差出勤制

原則の就業時間帯に加え、繰り上げた就業時間帯を設定し、選択できるようにするもの。

■ 朝型残業優遇制度

朝型残業に対し、割増賃金率の引上げ、軽食の支給などの優遇策を行うことにより朝型勤務へ誘導する。

■ 朝型フレックスタイム制

コアタイムを挟むフレキシブルタイムを、朝の時間帯に向けて延長し、朝型勤務へ誘導する。



- ▼ 職場全体が「早く帰りやすい」雰囲気
- ▼ 男性の育児参加を増やす
- ▼ 夕方働けなくても、短時間勤務にしないでよい
- ▼ 地域の活性化、通勤混雑の緩和も

「ゆう活」のポイント

- 朝早くから働き始め、いつもと同じ時間に終業すると労働時間の延長になります。延長とならないために、夜間残業の禁止・制限の設定、総労働時間の制限等労働強化にならないような配慮を行いましょ。
- 適用困難な労働者(子供を保育所に預ける労働者、老親を介護している労働者、業務の都合上困難な労働者等)に対して、朝型勤務の適用を除外するとともに、そのことを周知しましょう。
- 午前の労働時間が長くなり疲労する場合は、午前中に休憩時間を設定するなどの配慮も必要です。

茨城労働局では、社会保険労務士を「働き方・休み方改善コンサルタント」として任用し、無料で企業へ派遣し、制度導入等のアドバイスを実施しています。是非、ご利用ください。

【「ゆう活」「コンサルタントの派遣」問合せ先】 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

個別労働紛争について

相談内容トップは4年連続『いじめ・嫌がらせ』

～平成27年度個別労働紛争解決制度施行状況について(茨城労働局集計)～

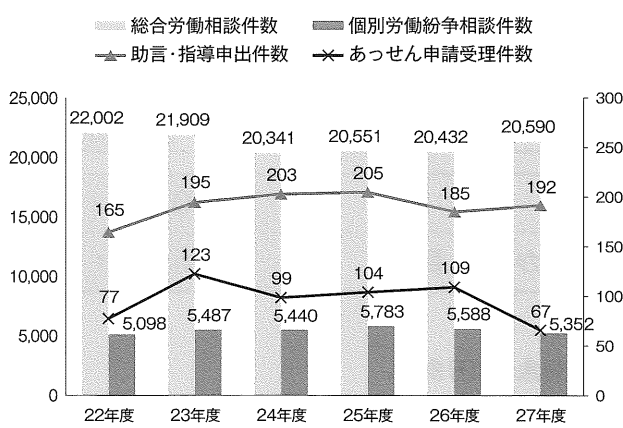
茨城労働局 雇用環境・均等室

茨城労働局では、個別労働紛争の未然防止と円滑な解決促進を図るため、労働局及び労働基準監督署内の総合労働相談コーナーにおいて、労働関係法令、判例等の情報提供や個別の労働相談に対応するほか、紛争当事者からの申出に基づき紛争の相手方に紛争解決に向けた話し合いの促進を促す助言・指導、紛争当事者間の話し合いを公平・中立な労働問題の専門家(弁護士等)が仲介することにより紛争解決を図るあっせんを実施しています。

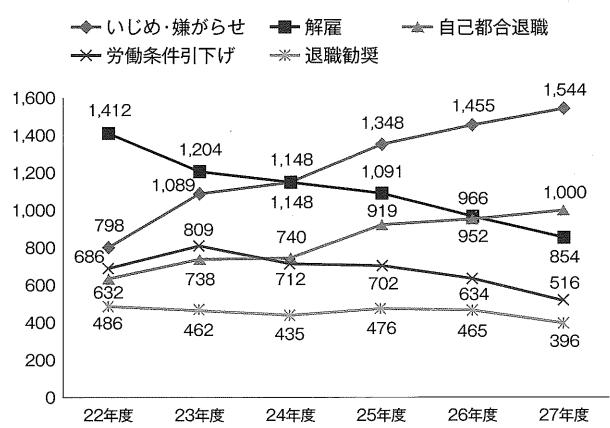
平成27年度には20,590件(前年度比+158件、+0.8%)の総合労働相談が寄せられましたが、このうち労働者と使用者の間で生じた個別労働紛争に関する相談件数は、5,352件(前年度比-236件、-4.2%)となりました(第1図参照)。相談内容別では「いじめ・嫌がらせ」が1,544件で前年度より6.1%増加し、4年連続してトップとなりました(第2図参照)。

助言・指導申出件数は192件で、あっせん申請受理件数は67件でした。

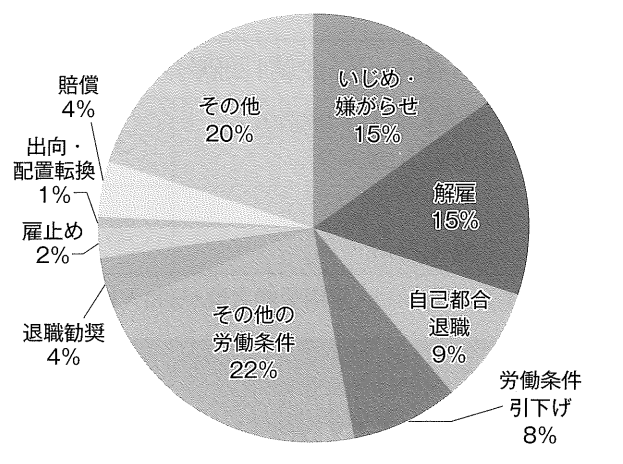
第1図 個別労働紛争解決制度の施行状況



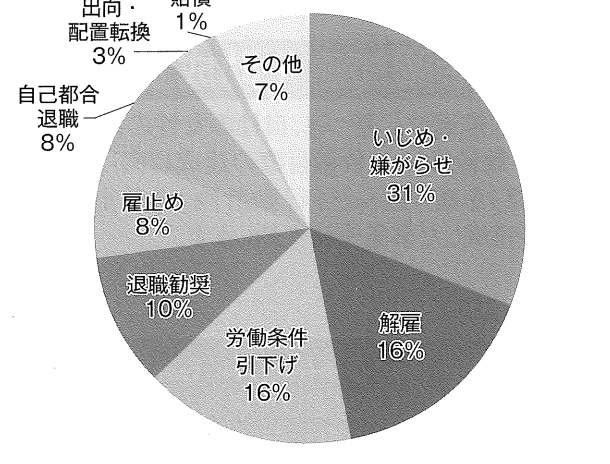
第2図 個別労働紛争に係る主な相談内容の動向(件)



第3図 平成27年度助言・指導申出内容の内訳



第4図 平成27年度あっせん申請内容の内訳



平成28年度 両立支援等助成金のご案内

出生時両立支援助成金

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。

	中小企業	大企業
取組・育休1人目	60万円	30万円
育休2人目以降	15万円	

介護支援取組助成金

仕事と介護の両立支援のため、アンケートによる実態把握、介護休業等の制度に関する研修、相談窓口の設置などの体制整備を行った事業主に支給します。

1企業1回限り	60万円
---------	------

中小企業両立支援助成金

◆中小企業事業主とは、「資本または出資の額」「常用労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業(飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

I 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

支給対象労働者1人当たり	50万円
支給対象労働者が期間雇用者の場合	10万円加算
期間雇用者が無期雇用で復職した場合	さらに10万円加算

II 期間雇用者継続就業支援コース

期間雇用者の育児休業取得者を原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用した中小企業事業主に支給します。

1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円

※平成28年3月31日までに育児休業を終了した期間雇用者が対象となります。

III 育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給します。

育休取得時	30万円
職場復帰時	30万円

※1企業2人まで支給(無期雇用者1人、期間雇用者1人)

女性活躍加速化助成金

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

支給額(各コース1企業1回限り)	
【取組目標を達成】※中小企業のみ ➡ 加速化Aコース	30万円
【数値目標を達成】 ➡ 加速化Nコース	30万円

※本助成金では、産業に関わりなく常用労働者数が300人以下の企業

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請総額が予算額を超過した場合、支給が次年度以降となる場合や支給が受けられない場合もあります。詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8294)へお問い合わせください。

平成28年度「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」へご応募ください!

～ 応募受付は 平成28年7月27日(必着)まで ～

厚生労働省では、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰し、その取組を先進事例として広く発信しています。

☆表彰の種類

最優良賞；厚生労働大臣賞
優良賞；雇用均等・児童家庭局長優良賞
奨励賞；雇用均等・児童家庭局長奨励賞

☆募集の概要

1.応募対象

パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる事業所(企業)
*全社的な取組でなくても、一事業所としての応募も可能です。

2.応募資格

- (1) 応募時点において、パートタイム労働法の義務規定違反がないこと
- (2) 労働関係法令に関し重大な違反がなく、かつ、その他の法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと
- (3) 表彰を受けた場合、取組内容の公表が可能であること

3.表彰基準

- (1) パートタイム労働者均等・均衡待遇指標(パート指標)*1の診断結果が、雇用する全てのタイプのパートタイム労働者に係る取組において、総得点率50%以上であること
*1「パート指標」は、「パート労働者活躍企業診断サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan/>)において、実施いただくことが可能です。
- (2) パートタイム労働者の活躍に向けて取り組む企業として「パート労働者活躍企業宣言サイト」*2(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/sengen/>)に取組内容や今後の目標等を掲載(宣言)していること
*2「宣言サイト」への宣言については、平成28年8月末までに実施する見込みがあれば、応募時点で宣言していなくても応募することが可能です。
- (3) パートタイム労働者の活躍推進に向けた取組(法定を上回る自主的な取組)を行い、かつ、実績または成果が認められること

4.応募方法

「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/>)より、応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、診断サイトの診断結果を添付して郵送によりご応募ください(応募用紙は、郵送の他、E-mailによる提出も必要です)。

郵送先 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8階
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」事務局
E-mail part-selection@mizuho-ir.co.jp

(注)ご応募にあたりましては、上記「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」掲載の「表彰実施要領」「表彰基準」「応募要領」も必ずご参照ください。

上記に関するお問い合わせは

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 TEL 03-5281-5276

パートタイム労働法に関するお問い合わせは

茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

～受賞企業には、受賞年度と受賞名を記載したシンボルマークが付与されます～



<シンボルマーク活用例>

- ・求人広告に掲載し、採用に活用
- ・会社説明会や採用パンフレットで使用し、従業員の分け隔てない育成を宣伝

茨城県歯科医師会からのお知らせ

労働安全衛生法に基づく歯科特殊健康診断について

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

事業者を実施が義務付けられている健康診断のうち、特定の有害物を取り扱う労働者や有害な作業環境下で働く労働者に対しては、「歯科医師による健康診断(歯科特殊健康診断)」を行うこととされています。下記の法規に該当する場合、労働者数、取扱い物質の多少にかかわらず、歯科医師による健康診断が義務付けられています。

茨城県歯科医師会では、事業者が実施する「歯科医師による健康診断(歯科特殊健康診断)」の申し込みを受け付け、担当する歯科医師を紹介します。

労働者の健康管理のため、法に基づく健康診断の適正な実施をお願いいたします。

申し込み(問い合わせ)先

公益社団法人 茨城県歯科医師会

茨城県水戸市見和2-292-1

TEL 029-252-2561 FAX 029-253-1075

E-Mail Office@ibasikai.or.jp

(労働安全衛生法第66条第3項)

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

(労働安全衛生法施行令第22条第3項)

法第66条第3項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

(労働安全衛生規則第48条)

事業者は、令22条第3項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置換えの際及び当該業務についた後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

歯科特殊健康診断 Q & A

Q 塩酸を週に1回ぐらい、数ミリリットル程度使うだけなので、特殊検診をやる必要はないと思うのですが…。

A 事業者は歯科特殊検診を行う必要があります。法令では、検診対象となる化学物質の量を規定していません。つまり、微量であっても、「ばく露」の可能性があれば健康診断を行う必要があります。それらの化学物質が微量でも有害性を示す可能性があるからです。

また、その化学物質が通常の業務内で使われているものであれば、頻度にかかわらず「常時、使用」とみなされるのが普通です。「たまに使う」、「少量使うだけ」は検診をやらない理由にはなりません。

Q 有害業務に従事する労働者を有していても、労働者数(非有害業務を含む)が50人未満ならば、歯科特殊健康診断をやらなくてもよいのですか。

A 労働者50人未満でも、歯科医師による特殊検診を行う必要があります。有害業務に従事する者が1人であっても、特殊健診は行わなくてはなりません。

一般定期健康診断についての結果報告書(様式6号)を労働基準監督署長あてに提出する義務は、労働者数が50人以上の事業場に該当する場合のみ生じるので、労働者50名未満の事業場では歯科特殊健康診断を実施する必要がないと、誤って伝えられたのかもしれませんが、上記有害業務を行う場合は労働者数にかかわらず、歯科特殊健康診断を行う必要があります。

築こう未来へ 安全と健康でつなぐ

復興の架け橋

大会テーマ

2016 in 仙台



写真提供：仙台観光協会の

写真提供：仙台市

新設 防災・危機管理分科会を新設



東北六魂祭



SENDAI 光のページェント

第75回

全国産業安全衛生大会

開催期間 平成28年10月19日(水)→10月21日(金)

会場

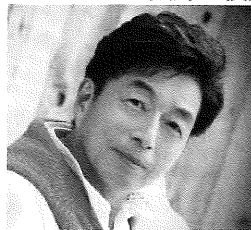
総合集会 10月19日
仙台市体育館

分科会 10月20日・21日
仙台国際センター他 仙台市内各会場
●ISO45001、化学物質のリスクアセスメント、ストレスチェック制度の最新情報等

参加費 12,900円(税込)

スペシャルトーク (総合集会)

故郷と復興への思い



俳優・歌手
宮城県牡鹿郡
女川町出身
中村 雅俊 氏



フリーキャスター
福島県
喜多方市出身
唐橋 ユミ 氏

同時開催 入場無料

緑十字展2016 in 仙台

～働く人の安心づくりフェア～

期日 10月19日(水)→21日(金)

会場 みやぎ産業交流センター (夢メッセみやぎ)

- ◆安全衛生保護具体験道場
- ◆震災対策に係る特別展示
- ◆安全衛生セミナー
- ◆グルメ・物産コーナー

特別企画

主催：中央労働災害防止協会 協力：公益社団法人 宮城労働基準協会

後援：厚生労働省、復興庁、経済産業省、国土交通省(予定)、環境省、警察庁、ILO駐日事務所、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市、一般社団法人東北経済連合会、一般社団法人宮城県経営者協会、宮城県商工会議所連合会、宮城県商工会連合会、宮城県中小企業団体中央会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、日本労働組合総連合会宮城県連合会、公益社団法人宮城県医師会、宮城県社会保険労務士会、一般社団法人日本労働安全衛生コンガルトン会宮城支部、公益社団法人日本作業環境測定協会東北支部宮城分会、東奥日報社、岩手日報社、河北新報社、秋田魁新報社、山形新聞・山形放送、福島民報社、福島民友新聞社

協賛：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人青森県労働基準協会、公益財団法人岩手労働基準協会、一般社団法人秋田県労働基準協会、一般社団法人山形県労働基準協会連合会、一般社団法人福島県労働基準協会

JISHA 中災防

お問合せ先
中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課
TEL：03-3452-6402 <http://www.jisha.or.jp/>

「安全管理者選任時研修」開催のご案内について

事業場の安全管理を的確に進めるためには、そのキーパーソンである安全管理者の力量に負うところが大きく、そのため、安全管理者の選任要件として、学歴と実務経験に加え、「安全管理者選任時研修」を修了していることが求められております。

また、所轄労働基準監督署長に「安全管理者選任報告」を行う場合、本研修を修了したことを証する書面（又は写し）を添付することが義務付けられております。

このようなことから、当連合会においては、今般、下記により標記の研修を開催することとしましたが、貴事業場の安全確保の充実を図る観点より、関係者の方々の受講参加にご配慮いただきたく、ご案内申し上げます。

なお、本研修を修了された方には、前記報告時に添付する「修了証」を交付することと致しております。

記

- 開催日時 平成28年8月18日(木) 午前9時～午後4時50分
平成28年8月19日(金) 午前9時～午後4時00分
- 会場 (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(茨城県水戸市渋井町堺橋263-1)
- 受講料 12,340円 (8%税込)
一部科目免除者 ①(1科目免除) 10,280円 (")
②(2科目免除) 8,220円 (")
③(3科目免除) 6,170円 (")
- テキスト代 1,512円 (8%税込)
(注) テキスト送付希望の方は、送料として茨城県内は580円(1～10冊まで)を受講料・テキスト代に加算してください。
- 定員 100名
- 申込受付期間 平成28年7月8日(金)～8月10日(水)
(但し、定員に達した場合は期限前でも締め切ります。)
- 受講申込手続 受講申込書(用紙不足の場合はコピーしてください)に所要事項を記入の上、受講料・テキスト代を添え、下記までお申し込みください。
※ 申込期限後に、申込みを取り消されても受講料はお返しできません。
申込先 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階
(一社)茨城労働基準協会連合会 TEL 029-225-8881
- 受講料等支払 申込み期限の翌日(8月11日)までに現金(①)・振込み(②)等でお支払ください。
①現金 …… 窓口で受領します。
②振込み …… 口座 常陽銀行本店営業部<普通預金No.870031>
口座名義人 (一社)茨城労働基準協会連合会
なお、郵便振替の場合は、同封の郵便振替取扱票によりお振込みください。
(注) 銀行振込の場合は、銀行発行の振込金受領書をもって領収書に代えさせていただきます。特に領収書が必要な場合はその旨申込書にご記入ください。振込手数料は、お客様でご負担ください。
- その他 ① 当日は、希望者に昼食(弁当)を販売しますのでご利用ください。
② 受講申込書に記載する氏名・生年月日は、誤りのないようお願いいたします。

☆：次回の開催日は28年10月を予定しております。

事業主・人事担当者みなさまへ

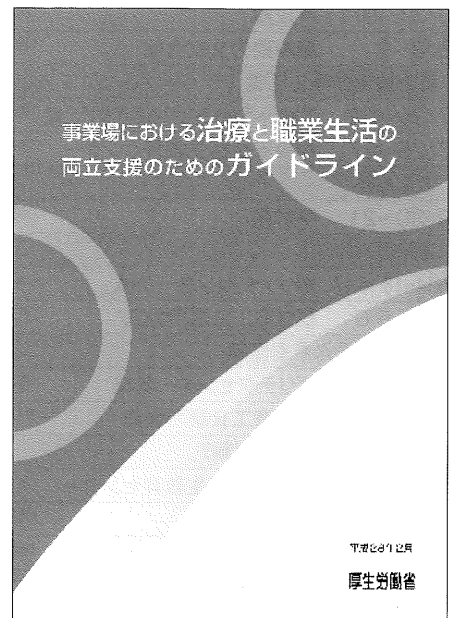
あなたの職場、病気になっても働き続けられますか？

— 治療と仕事の両立支援について —

茨城労働局では、企業関係者や産業保健スタッフを対象として、厚生労働省ガイドライン「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を解説するセミナーを開催します。

茨城労働局 労働基準部 健康安全課・茨城産業保健総合支援センター

平成28年2月、厚生労働省は「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表しました。このガイドラインは、事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものです。



- 日 時 平成28年7月20日(水) 13時30分～15時30分
15時15分から15時30分まで茨城県保健予防課より「がん健診」について説明します。
- 場 所 筑波大学(つくば市天王台1-1-1)
健康医科学イノベーション棟 8階 講義室
- 講 師 河島美枝子氏(元 大分県立看護科学大学 教授)
- 参加費 無料

下記の申込書兼受講票にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。
セミナー当日、申込書兼受講票を受付で提出してください。

茨城産業保健総合支援センター あて FAX 029-277-1335

セミナー申込書兼受講票 (7月20日 筑波大学)

事業場名称			
事業場所在地・連絡先	()		
受講者	事業主・人事担当者・その他	氏名	
	事業主・人事担当者・その他	氏名	

茨城労働局労働基準部
健康安全課

〒310-8511
水戸市宮町1丁目8番31号
TEL 029-300-1221
FAX 029-227-1335

申込先・問合先

独立行政法人労働者健康安全機構
茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021
水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階
TEL 029-300-1221
FAX 029-227-1335

講習会のご案内(7月中旬~8月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
7/11~12・13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
8/3~4・5	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道・土浦・龍ヶ崎協会
8/22~23・24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
8/23~24・25・26	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
有機溶剤作業主任者		
7/14~15	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/14~15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/31~9/1	平成館 (古河市)	古河協会
8/8~9	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
乾燥設備作業主任者		
7/20~22	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西・古河協会
7/25~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
8/20~21	平成館 (古河市)	古河協会
玉掛け		
7/14~15・16・17	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
8/4~5・6	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
プレス機械作業主任者		
7/20~22	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道・土浦・龍ヶ崎協会
8/1~3	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
フォークリフト運転(学科)		
7/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
7/30	平成館 (古河市)	古河協会
8/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
8/2	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/21	平成館 (古河市)	古河協会
8/25	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
床上操作式クレーン運転		
7/14~15・16・17	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
小型移動式クレーン運転		
7/21~22・23	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
石綿作業主任者		
7/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/3~4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
7/20~21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
8/4~5	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/25~26	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
7/19	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
8/6	平成館 (古河市)	古河協会
アーク溶接等の業務		
7/13~14	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/19~20	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
電気取扱業務(低圧)		
7/14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
7/31	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
電気取扱業務(高圧)		
8/25~26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会

クレーン運転の業務(5トン未満)		
8/3~4	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
7/28~29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
8/27~28	平成館 (古河市)	古河協会
特定粉じん作業		
7/23	平成館 (古河市)	古河協会
8/3	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・水海道・龍ヶ崎協会
酸素欠乏危険作業(第2種)		
8/31	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
職長教育		
7/12~13	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
7/16~17	平成館 (古河市)	古河協会
7/19~20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/21~22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
8/3~4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
8/4~5	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
8/8~9	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
8/9~10	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
8/18~19	(一社)水海道労働基準協会 (常総市)	水海道協会
安全衛生推進者講習		
7/26~27	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
8/22~23	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道・龍ヶ崎協会
8/25~26	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
安全管理者選任時研修		
7/26~27	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道・土浦・龍ヶ崎協会
8/18~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
7/11	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦協会
保護具着用管理者研修		
8/29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ゼロ災研修会		
7/13	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
KYTトレーナー研修会		
7/28~29	ワークヒル土浦 (土浦市)	連合会
衛生推進者講習		
8/5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
化学物質管理者養成研修		
8/10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者) 直前講習会(模擬試験)		
7/23	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 水海道 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478